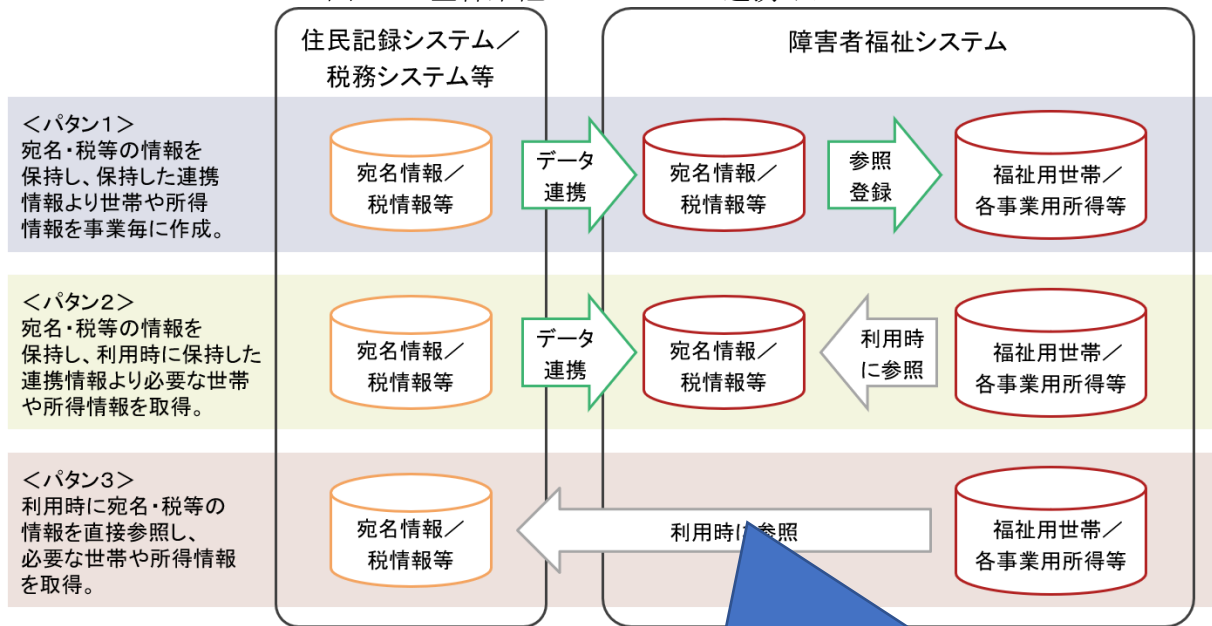


(5) 基幹系他システム連携機能について

基幹系業務との他システム連携機能において、障害者福祉用宛名情報／税務情報等の情報については、障害者福祉システム内での保持・不保持のいずれであっても機能上の影響はないと考えられるため、いずれの方式（主に下図パターン）での実装も可能として定義している。

図3-3 基幹系他システムとの連携イメージ



1.0版は上記の記載であるが、

介護・障害福祉のWTで構成員より、介護保険、障害福祉システム側で住記、税のアクセスログの管理はすべきではないとの意見があった。

その意見の根底にあるのはパターン3のALL IN Oneモデルのパターンを想定しての意見だと思われるが、パターン1や2については、住記や税のデータを必要に応じて各業務システムでデータを取り込んでいるので、そのデータを参照する場合は、各業務システムで住記や税のアクセスログを管理する必要があると考える。

ベンダ各社の見解を確認したい。

※仮にパターン1や2の連携が認められないとなった場合についてもその影響について確認したい。

(10) アクセスログ管理について

アクセスログ管理は地方自治体で利用する事務処理システムとして共通した要件とすることが基本であることから、住民記録システム標準仕様書の「10.2 アクセスログ管理」に準拠することを基本とする。加えて、住民記録システム標準仕様書において住民記録システム固有の機能や表現が記載されている部分については、障害者福祉システムに固有の要件として置き換える必要がある。これらの考え方を踏まえて、以下のとおり定める。

表3-9 アクセスログ管理（実装必須機能）

実装必須機能	住民記録システム標準仕様書での記載有無
個人情報や機密情報の漏えいを防ぐために、システムの利用者及び管理者に対してログを管理（取得・検索・抽出・参照・ファイル出力を指す、以下、表3-9において同様）できること（IaaS事業者がログについての責任を負っている場合等、パッケージベンダ自体がログを提供できない場合は、IaaS事業者と協議する等により、何らかの形で本機能が地方自治体に提供されるようにすること）。	あり（一部変更）
ログイン認証ログを管理できること。	あり（一部変更）
操作ログを管理できること。	あり（一部変更）
イベントログ、通信ログ、印刷ログ、エラーログを管理できること（障害者福祉システムが動作するOS、運用管理ツール、DB等におけるログでよい）。	あり（一部変更）
住民税情報の参照ログを管理できること。	なし
住民記録情報の参照ログを管理できること。	なし
取得したログは、地方自治体が定める期間保管でき、書き込み禁止等の改ざん防止措置をとること。	あり

住民税情報、住民記録情報の参照ログの管理は、各業務システムで行うのではなく、住民税システムや住民記録システム側でのログ管理だけとした場合、懸念や問題が無いかがご意見を出していただきたい。

例)

- ・パタン1やパタン2の場合に、どのように処理しているのか
- ・パタン3の場合は問題ないと考えてよいのか